

●香川県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成23年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成23年9月30日	廣瀬医院	丸亀市中府町1丁目5番41号
平成23年9月30日	よしだ歯科クリニック	観音寺市高屋町562番地1
平成23年9月30日	社団法人香川県薬剤師会営西部調剤薬局	善通寺市善通寺町4丁目7番36号